|  |
| --- |
| 令和６年第７回本部町議会臨時会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年11月22日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　会 | 令和６年11月22日　　　午前10時00分 |
| 閉　　会 | 令和６年11月22日　　　午後10時49分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　12　名　　 　　　欠　　席　　０　名　　 　　　欠　　員　　２　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 〃 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 〃 | 11 | 比　嘉　由　具 | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 欠　　　　員 |  |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 〃 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| 12番 | 座間味　栄　純 |  | 14番 | 具志堅　　　勉 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 教育長 | 喜　納　すえ子 | 住民生活統括監 | 仲宗根　　　章 |
| 産業振興統括監 | 並　里　　　力 | 総務課長 | 宮　城　　　健 |
| 子育て支援課長 | 有　銘　高　啓 | 健康づくり推進課長 | 大　濱　兼　愛 |
| 上下水道課長 | 知　念　　　毅 | 教育委員会事務局長 | 安　里　孝　夫 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 崎　原　　　誠 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

11月22日（金）１日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 会議録署名議員の指名 |
| ２ |  | 会期の決定の件 |
| ３ | 議案第56号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（議案説明・審議・採決） |
| ４ | 議案第57号 | 本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| ５ | 議案第58号 | 令和６年度本部町一般会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ６ | 議案第59号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ７ | 議案第60号 | 令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ８ | 議案第61号 | 令和６年度本部町水道事業会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ９ | 議案第62号 | 令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |

○　議長　松川秀清　ただいまから令和６年第７回本部町議会臨時会を開会します。

 開　会（午前10時00分）

　本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

　本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番　座間味栄純議員及び14番　具志堅　勉議員を指名します。

　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月22日限りの１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって会期は、本日11月22日限りの１日間に決定しました。

　日程第３．議案第56号 　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　おはようございます。議案を提案する前に、さきだって一言だけ申し述べさせていただきます。去る９日、10日にかけて、国頭、大宜味、東、名護にかけまして線状降水帯が発生しまして、ご承知のとおり、３村を中心として大きな被害を被っております。本日の議会にさきだっても、被災地の早い段階での復旧・復興を願いながらの臨時会にしていただければとこのように思っております。なお、被災地の復旧・復興に向けたボランティア作業につきまして役場の若い職員、本日まで19名の職員がボランティア作業に出かけて、その復旧支援に協力しているところであります。かつ、また本今消防のほうからも30名の皆さん含めて、計49名が本日までにボランティア作業に参加して、復旧・復興に当たっているところでございます。同時に、また役場としても義援金を募って、少しでも早い段階での復旧・復興を支援していきたく思っておりますので、また議員各位からのほうからも町民の皆さんにそのようなことをお知らせしていただければなと、このように思うところでございます。

　それでは令和６年度第７回本部町議会臨時会におきまして、７件の議案を提出いたします。その内容ですけれども、条例の一部改正議案が２件となっております。さらに令和６年補正予算議案が５件となっております。説明に当たりましては、副町長、担当統括監及び担当課長が説明を執り行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　総務課長。

○　総務課長　宮城　建　議案第56号を説明いたします。

　議案第56号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、令和６年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正したいため。

　次のページからが条例、それから新旧対照表となっておりますが、説明に当たりましては、17ページでもって説明をしたいと思っております。議案第56号参考資料となっております。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。大きな数字として１と２に分かれております。１のほうが令和６年沖縄県人事委員会勧告の概要。２のほうが本部町における給与改定の内容となっております。１のほうから説明したいと思います。１．令和６年沖縄県人事委員会勧告の概要。（１）給料表の改定（月例給の引上げ）でございます。公民給与の較差１人当たり月平均9,752円を解消するため引上げを改定することとなっております。（２）期末手当・勤勉手当の改定。民間の支給割合を踏まえ、0.10月分の引上げを改定しております。期末手当と勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分という形になっております。それを受けまして、本部町における給与改定の内容が２のほうになっております。（１）給料表の改定。沖縄県人事委員会勧告に基づき、給与表を改める。これは令和６年４月支給分から適用となります。先ほど述べました較差１人当たり月平均9,752円を解消するためとなっております。（２）期末手当・勤勉手当の改定。沖縄県人事委員会勧告に基づき、次のように年間の支給月数を現行の4.50月分から0.10月分引き上げて、4.60月分とするよう改める。

　下の表をご覧ください。左のほうが現行、令和６年度が真ん中のほうにあります。令和７年度以降という形になっております。左のほうで６月期、12月期、合計となっております。現行でありますが、合計4.5月分となっております。真ん中のほう、令和６年度を見ていただきたいんですが、令和６年度の６月期分は既に支給されております。なので0.10月分を12月期の期末手当・勤勉手当に割り振って4.60月分にするという形となっております。令和７年度以降に関しましては、６月期が合計2.30月分、12月期が2.30月分、よって4.60月分というような支給になっていきます。

　次のページをお願いいたします。条例改正後の影響額についてでございます。（１）給料表の改正による影響額。149人の職員中148人ですね。1,988万2,008円年額が増額となります。１人当たり13万4,338円の増となっております。149人中148人、一人少ないわけでございますが、一人が今育休のために休んでおります。なのでその一人を除いての遡及額となっております。（２）期末手当の支給月数の改正における影響額。149人の職員中149人です。643万5,002円、１人当たり４万3,188円の増額となります。（３）勤勉手当の支給月数の改正による影響額。149人の職員中149人でございます。年573万4,724円、１人当たり３万8,488円の増額となっております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第56号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第56号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第４．議案第57号　本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　議案第57号についてご説明いたします。

　議案第57号　本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について。本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、本部町こども医療費助成金支給において、対象年齢の拡大をはかり、子育て世帯の生活の安定、昨今の物価高騰における家計の負担軽減、福祉の増進を図るため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

　次のページをお開きください。本部町こども医療費助成金支給条例の一部を次のように改正する。第２条第１項第１号中「満15歳に達した日以後の最初の３月31日までにある者をいう。」を「満18歳に達した日以後の最初の３月31日までにある者をいう。」に改める。附則、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　次のページをお開きください。新旧対照表となっております。次の参考資料にて説明させていただきます。改正内容でありますが、入院及び通院の助成対象年齢を高校生卒業年代まで拡大するということになっております。これまでの経緯でありますが、令和４年度に改正が行われておりますが、それ以前は、未就学児のみ入院・通院が現物給付となっており、小学生、中学生は入院のみ自動償還でありました。令和４年度の改正に伴い、入院・通院、未就学児、小学生、中学生を対象とし、現物給付となっております。今回一部改正することにより、高校生年代まで現物給付の拡大になっております。それに伴う影響額の見込みでありますが、令和４年度、５年度の実績を踏まえ、約670万円を見込んでおります。補助額でありますが、未就学児から中学生までは県２分の１、町２分の１、沖縄県子ども医療費助成事業補助金が充てられますが、今回拡大する高校生年代におきましては県補助がなく、単費を予定しております。今回、拡大することに伴い、システムの改修が必要となりますので、本臨時会において一般補正予算のほうでシステム改修費も計上させていただいているところであります。以上です。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　この影響額の見込み額が670万円ですか。これは令和４年度、令和５年度の中学１年生から３年生までの積算となっておりますけれども、これは県の補助も入っている額なのか、県の補助なしの額なのか。この高校生に補助額をする場合、県の補助なしとありますけれども、この補助がない場合の単費の予算はどれぐらいなのかお伺いします。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　８番　具志堅議員に説明いたします。

　令和４年度、令和５年度の対象実績額におきましては、県補助の金額となっております。拡大することに伴っての中学生までは県補助なんですが、それ以降の高校生、18歳までに関しては、単費でふるさと納税を予定しているところです。全て単費で予定しているということです。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　この見込み額の中に県の補助も入っていると。670万円の中の半分は県の補助ということになりますよね。330万円ぐらいですか。県の２分の１だから、そうするとこの670万円の県の補助がない場合、２分の１の額の高校１年生から３年生までの見込み額は幾らなんですか。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　見込み額でありますが、県補助は中学生までの対象となりますので、高校生年代に関しては全て単費ということになっています。見込み額でありますが、影響額（見込み額）ということで、670万円が見込み額となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前10時20分）

　再開します。 再　開（午前10時20分）

　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　先ほど具志堅正英議員のご説明の答弁に間違いがありましたので、修正いたします。先ほど令和４年度、令和５年度の金額670万円に対して、私の説明では全て県補助とご説明しましたが、２分の１ですので約300万円が県補助で、残り約300万円が単費ということになっております。以上です。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前10時21分）

　再開します。 再　開（午前10時22分）

　ほかに質疑ございませんか。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　１点だけ。この入院及び通院の高校生卒業年代までの拡大というところで、非常に喜ばしいことかなというふうに思いますが、その唐突感もやはり少しあるのかなというふうにも感じております。その中で、町長の思いも少し聞きながら、この条例に対する町長の思いをお伺いしていきたいなというふうに思いますが、町長、どのように感じておられますか。

○　議長　松川秀清　町長。

○　町長　平良武康　医療費の助成につきまして、基本的には子ども子育てについては、これまで抽象論では社会全体で次の時代を担う子供を育成していこうという、この抽象論がいろいろと取り沙汰されるんですけれども、なかなか具体論の中でそれが現実の中に落ち込まれていないというのが我が町もそうですし、日本全体としてもそうだと思っております。議論の中で社会の中で子供を育てるといったようなことを具体化する一つのことだと捉えております。どちらかといえば、ちょっと遅れを取ったなという思いをしております。県内の市町村を見回しても、既に先進的な市町村については、高校生まで対応しているというようなことでございますけれども、若干、財政の事情などもあって遅れを取りましたけれども、早い段階にというようなことでそれを今回提案し、そして今回認められることによって、来年の新しい年度から作業的にはすぐに始められるというようなことで、この時期に提案しております。うちの町については、ご承知のとおり、学校給食の全面的な無償化をやりましたけれども、医療の部分では少し遅れたなという反省なども含めて、できるだけ医療だけじゃなくて、その他の面においても財政力とにらみながら子ども子育てについて手厚く、そしてどの地域にも負けないような対応策を取っていきたいなと、このように考えていたところの提案でございますので、ぜひご理解を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　ありがとうございます。思いをしっかりとご理解いたしました。担当課のほうに財源のところをもう一度説明をお願いしたいのですが、ふるさと納税を財源にするという先ほど説明があったかなと思いますが、もう一度改めて説明をお願いいたします。

○　議長　松川秀清　子育て支援課長。

○　子育て支援課長　有銘高啓　ご説明いたします。

　先ほどの質問の中でありましたとおり、財源を見込んでいるのは、ふるさと納税を今予定しているということで、財政担当と今調整しているところであります。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　それでは、ふるさと納税の一般質問とかでも質問はさせていただいているんですけれども、過去の伸び率、そして今後、どのような推移で目標を持ってふるさと納税に当たっていくのかというところも示していただいて、質疑を終えたいと思います。お願いします。

○　議長　松川秀清　産業振興統括監。

○　産業振興統括監　並里　力　山川議員にご説明いたします。

　ふるさと納税については、現在、伸び率については調査中で、現状は進捗率はいいということで担当から聞いています。12月の補正のほうで改めて現段階での状況のほうをご説明させていただきます。以上です。

○　議長　松川秀清　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　すみません。最後になります。この条例改正をしっかりとまた財源確保をして、とても喜ばしいことでありますので、子供たちのためにそういった環境を整備するというのが、やはり町の子供たちのためになりますので、財源の確保をしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。ですので、ふるさと納税を含め、今この財源が給食無償化も医療費の無償化のほうもふるさと納税というふうになっていますので、私のほうも今後、一般質問なり、そういった質問の中でしっかりチェックしていきたいと思いますので、お願いいたします。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第57号　本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第57号　本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第５．議案第58号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○　総務課長　宮城　建　議案第58号　令和６年度本部町一般会計補正予算について。令和６年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　次の次のページをお願いいたします。令和６年度本部町一般会計補正予算（第５号）。令和６年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2,607万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92億9,535万9,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

　今回の補正の主な内容でございますが、２点ございます。１点目でございますが、先ほど議案第56号で提案いたしました職員の給与改定に係る一般会計分の給与の増額分を、それぞれ款項目に振り分けて増額しているものでございます。２点目でございますが、先ほどありました議案第57号で提案をいたしました本部町こども医療費助成に係るものでございます。

　ページをめくりまして18ページ、19ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費でございます。右側の説明欄の中断辺りでございますが、委託料、こども医療システム改修委託料110万円でございます。こちらは先ほど議案第57号で提案した、本部町こども医療費助成金に係るシステムの改修委託料となっております。財源に関しましては、本部町子ども・子育てゆいまーる基金を活用いたします。

　歳入に関しましては、戻りまして２ページ、３ページとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第58号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第58号　令和６年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第６．議案第59号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　議案第59号についてご説明いたします。

　議案第59号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,197万5,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

　今回の補正につきましては、議案第56号で提案しました給与改正によるものでございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第59号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第59号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第７．議案第60号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　議案第60号について説明いたします。

　議案第60号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,523万7,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

　今回の補正の予算につきましては、さきに提案しました議案第56号による給与改定に伴うものでございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第60号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第60号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第８．議案第61号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第61号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算について。令和６年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをおめくり願います。令和６年度本部町水道事業会計補正予算。第１条、令和６年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第１款、第１項、営業費用、補正予算額359万5,000円。第３条、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。１、職員給与費、補正予算額359万5,000円。

　本議案の提案は、さきに説明しました議案第56号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う水道事業会計に伴うものでございます。以上、説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第61号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第61号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第９．議案第62号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第62号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について。令和６年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年11月22日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをお開き願います。令和６年度本部町下水道事業会計補正予算。第１条、令和６年度本部町下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第１款、第２項、営業外収益、収入、補正予算額62万6,000円。支出、第１款、第１項、営業費用32万1,000円。

　次のページをお開き願います。第３条、予算第４条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,387万3,000円は引継金4,865万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,986万1,000円で補填するものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,417万8,000円は、引継金4,865万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4,016万6,000円で補填するものとする。）」に改める。資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第１款、第１項、建設改良費30万5,000円。第４条、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。１、職員給与費、補正予算額62万6,000円。（他会計からの補助金）第５条、予算第９条中「１億8,318万7,000円」を「１億8,381万3,000円」に改める。

　補正の内容に関しましては、先ほどと同じく、さきに説明しました議案第56号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴うものとなっております。以上、説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。討論を終わります。

　これから議案第62号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第62号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和６年第７回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

　本臨時会に付された事件は全て終了しました。

　これで本日の会議を閉じます。

　令和６年第７回本部町議会臨時会を閉会します。 閉　会（午前10時49分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会議長　松　川　秀　清

本部町議会議員　座間味　栄　純

本部町議会議員　具志堅　　　勉